

静岡県告示第465号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年6月17日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月17日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
修善寺戸田線	沼津市戸田字中上1778番の3から 沼津市戸田字中上1780番の4まで	令和4年6月17日